

# 誓 約 書

南幌町長 大 崎 貞 二 様

私は、南幌町が令和4年8月26日に実施する町有公用車見積合せの申込にあたり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記誓約に反することが明らかになった場合は、見積合せの結果を無効とされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、南幌町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒 \_\_\_\_\_

(法人の場合)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

(個人の場合)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**下記に該当する場合、暴力団関係事業者と判断します。**

1. 役員等(個人事業者である場合にはその個人、法人である場合にはその役員又は支店、営業所等の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
2. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。